

平成十三年総務省・経済産業省令第三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外  
国との相互承認の実施に関する法律施行  
規則

特定機器に係る適合性評価の欧洲共同体との相  
互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百  
十一号）及び特定機器に係る適合性評価の欧洲共  
同体との相互承認の実施に関する法律施行令（平  
成十三年政令第三百五十五号）の規定に基づき、  
並びに同法を実施するため、特定機器に係る適合性  
評価の欧洲共同体との相互承認の実施に関する  
法律施行規則を次のように定める。

**第一条** この省令において使用する用語は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

**第二条** 法第三条第三項の申請書は、様式第一に  
するものとする。

法第三条第三項の主務省令で定める書類は、  
次のとおりとする。

一定款及び登記事項証明書又はこれらに準ず  
るもの

二 申請者が法第四条各号の規定に該当しない  
ことを説明した書類

三 次条各号の認定の基準に適合していること  
を説明した書類

四 令別表第一の備考十五又は備考十六の適用  
を受けようとする場合は、第十九条又は第二  
十一条に規定する書類

**二条** 法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。  
法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからルまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める項目を満たしていること。  
**イ** 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下

「日本産業規格」という。) Q一七〇六五及びQ一七〇七〇二二一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等のうち欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ECを廃止し、無線機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国(の法律の調和に関する二千十四年四月十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令〇一四・五三・EU(以下「RE指令」という。)附属書3に係る業務(以下「附属書3の業務」という。)に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲をRE指令附属書4に係る業務(以下「附属書4の業務」という。)に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇二一一に定める事項とする。

八 合第二条第一号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

二 合第二条第四号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

八 合第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

ホ 合第二条第五号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

ヘ 合第二条第六号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇二五に定める事項。ただし、日シ協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等のうち電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度(二千七年)5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業の認定を受けようとするときは、日本産業規格Q一七〇六五及びQ一七〇二五に定める事項とする。

ト 合第二条第七号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

チ 合第二条第八号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五及びQ一七〇二五に定める事項

リ  
業 日本産業規格Q一七〇六五及びQ一七〇二一一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日英協定の相互承認に関する議定書(次号及び第十三条において「日英協定相互承認議定書」という)、通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関連法令等のうち二千十七年無線機器規則(SI一〇一七・一二〇六)以下「無線機器規則」という)附則3に係る業務(以下「附則3の業務」という)に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲を無線機器規則附則4に係る業務(以下「附則4の業務」という)に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇二一一に定める事項とする。  
又 令第二条第十号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項  
ル 令第二条第十一号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項  
二 法第三条第一項の認定を受けようとする者が、いかにも掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれいかにも定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。  
イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業 (1) 及び (2) の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を附属書3の業務に限定して認定を受けようとするときは(1)の事項と、その業務の範囲を附属書4の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。  
(1) RE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、RE指令に基づき欧州連合の公報により公表された規格(以下「整合化規格」という)があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。  
(2) 日本産業規格Q九〇〇一に定める事項  
口 令第二条第二号に係る国外適合性評価事業 日欧協定通信端末機器等附属書第B部

第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等のうち所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年二月二十六日付けの欧洲議会・閣僚理事会指令二〇一四・三五・EU(以下「低電圧指令」という。)附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、低電圧指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

八 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日欧協定通信端末機器等附属書B部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令等のうち電磁両立性に係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年二月二十六日付けの欧洲議会・閣僚理事会指令二〇一四・三〇・EU(以下「EMC指令」という。)

第六条及び附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

二 令第二条第四号に係る国外適合性評価事業 低電圧指令附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とることができる。

三 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 EMC指令第六条及び附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とることができる。

ト 令第二条第六号に係る国外適合性評価事業 日シ協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等のうち電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度(二千七年)附属書2に規定する事項

七章に規定する事項  
（二千一年版（改定第二版）第六章及び第  
チ　令第二条第八号に係る国外適合性評価事  
業　（1）及び（2）の事項。ただし、法  
規第三条第二項の規定により、その業務の範  
囲を日米協定附属書第一節の表の上欄第二  
号の連邦規則集第四十七編（以下「FCC  
規則」という。）に係る業務のうちFCC  
規則第十五部三（z）、第十八部百七（c）  
及び第六十八部に係る業務を除いたもの  
（以下「第六十八部等以外の業務」という  
。）に限定して認定を受けようとするとき  
は（1）の事項と、その業務の範囲をFCC  
規則第六十八部に係る業務（以下「第六  
十八部の業務」という。）に限定して認定  
を受けようとするときは（2）の事項とす  
る。

（1） FCC規則第二部九百六十二（c）  
（1）から（4）までに規定する事項  
（2） FCC規則第六十八部百六十一（c）  
（1）から（4）までに規定する事項  
令第二条第九号に係る国外適合性評価事  
業　（1）及び（2）の事項。ただし、法  
規第三条第二項の規定により、その業務の範  
囲を附則3の業務に限定して認定を受けよ  
うとするときは（1）の事項と、その業務  
の範囲を附則4の業務に限定して認定を受け  
ようとするときは（2）の事項とする。

（1） 無線機器規則第六条に規定する事項。  
ただし、当該国外適合性評価事業に係る  
特定輸出機器のうち、無線機器規則に基  
づき英國規格協会により制定された規格  
があるものについては、当該規格に定め  
る事項とすることができる。

（2） 日本産業規格Q九〇〇一に定める事項  
令第二条第十号に係る国外適合性評価事  
業　日英協定相互承認議定書通信端末機器  
等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に  
掲げる関係法令等のうち二千十六年電磁干  
扰性規則（SIEC〇一六・一〇九一。以下  
「電磁両立性規則」という。）第七条及び附  
則1に規定する事項。ただし、当該国外適  
合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、  
電磁両立性規則に基づき英國規格協会によ  
り制定された規格があるものについては、

る。当該規格に定める事項とすることがで  
きる。

ル 令第二条第十一号に係る国外適合性評価  
事業 電磁両立性規則第七条及び附則1に  
規定する事項。ただし、当該国外適合性評  
価事業に係る特定輸出機器のうち、電磁両  
立性規則に基づき英國規格協会により制定  
された規格があるものについては、当該規  
格に定める事項とすることができる。

三 国外適合性評価事業から生じる債務を履行  
するための適切な準備が整っていること。

(調査の方法)

第四条 法第五条第二項(法第六条第二項及び第  
七条第三項において準用する場合を含む。)の  
調査は、次に掲げる方法により行うものとす  
る。

一 職員二人以上によつて行うこと。

二 相互承認協定に調査の方法に関する規定が  
ある場合にあつては、当該規定に即して調査  
を行うこと。

(認定の更新の申請)

第五条 認定適合性評価機関は、法第六条第一項  
の認定の更新を受けようとするときは、現に受  
けている認定の有効期間が満了する日の三十日  
前までに、様式第一による申請書に第二条第二  
項各号に掲げる書類を添付して、主務大臣に提  
出しなければならない。ただし、既に主務大臣  
に提出している同項各号の書類の内容に変更が  
ないときは、その旨を申請書に記載して、当該  
書類の添付を省略することができる。

(軽微な変更)  
(変更の認定等)

第六条 法第七条第一項ただし書の主務省令で定  
める軽微な変更は、国外適合性評価事業の用に  
供する設備と同等以上の性能を有する設備への  
変更及びその増設に伴う法第三条第三項第三号  
に掲げる事項の変更とする。

(変更の認定等)

第七条 法第七条第二項の申請書は、様式第二に  
よるものとする。

2 法第七条第二項の主務省令で定める書類は、  
第二条第二項各号に掲げる書類(法第三条第一  
項の認定若しくはその更新又は法第七条第一項  
の変更の認定の申請書に添付し提出されたもの  
につきその内容に変更がある部分に限る。)と  
定する届出をするときは、次に掲げる事項を記

載した様式第三による届出書に変更の事を証する書類を添付し主務大臣に提出しなければならない。

一 変更した事項

二 変更した年月日

三 変更の理由  
(事業の休廃止の届出)

第八条 認定適合性評価機関は、法第八条第一項に規定する届出をするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする事業の範囲

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由  
(帳簿書類)

第九条 法第九条の主旨を定める国外適合性評価事業に関する帳簿書類は、次のとおりとする。

一 国外適合性評価事業の実施に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 適合性評価の申込みをする者（以下「申込人者」という。）から提出された書類及び提示された書類等の写し

ロ 適合性評価に関する記録及び法第十二条の第一項の規定に基づき交付した証明書の写し

二 国外適合性評価事業を実施する組織の管理に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 国外適合性評価事業の実施に係る体制を記載した書類及びその変更に関する記録

ロ 国外適合性評価事業に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統並びにそれらの変更に関する記録

ハ 国外適合性評価事業の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類

二 国外適合性評価事業の監査の実施結果に関する記録

三 国外適合性評価事業の用に供する設備に関する記録

ロ 事故に関する記録

第十条 前条各号に掲げる帳簿書類の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（帳簿書類の保存等）

二 前条第二号イ及びロに掲げる帳簿書類 その適合性評価の完了の日（令第二条第七号に係る国外適合性評価事業にあっては、証明書の有効期間満了の日）から十年間

三 前条第二号ハに掲げる帳簿書類 その契約の終了の日から十年間

四 前条第二号ニに掲げる帳簿書類 その監査の終了の日から十年間

五 前条第三号に掲げる帳簿書類 その作成の日から現に認定を受けている認定の効力を失つた日まで

（証明書の記載事項）

第六条 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二条第一号から第五号まで、第六号（電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度（二千七〇年五月二十日規定期に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。）及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の場合）

イ 発行年月日

ロ 発行した者の氏名又は名称及び住所

ハ 発行の業務を執行する役員又は職員の役職名及び氏名

二 申込者の氏名又は名称及び住所

ホ 適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号（附属書4の業務又は附則4の業務にあっては、型式又は製造番号を除く。）

ヘ 適合性評価により得られた結果

ト 適合性評価に用いた技術上の要件

チ 当該証明書が有効であるための条件が存在する場合はその条件（令第二条第一号から第五号及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の場合に限る。）

二 令第二条第六号（電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度（二千七年五月二十日規定期に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業を除く。）に係る国外適合性評価事業の場合

イ	番号及び発行年月日
ハ	発行した者の氏名又は名称及び住所
ハ	発行の業務を執行する役員又は職員の役職名及び氏名
二	適合性評価を実施した場所の住所（証明書を発行した者の住所と異なるとき限りる。）
ホ	申込者の氏名又は名称及び住所
ヘ	適合性評価に係る特定輸出機器の名称、製造番号、製造者名、特徴及び状態
ト	適合性評価により得られた値及びその値に付随する情報
チ	適合性評価に用いた技術上の要件
リ	適合性評価に係る特記事項
三	令第二条第七号に係る国外適合性評価事業の場合
イ	発行年月日、有効期間満了の日及び証明書の番号
ハ	発行の業務を執行する役員又は職員の役職名及び氏名
二	申込者の氏名又は名称及び住所
ホ	適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び特徴
ヘ	適合性評価により得られた結果
ト	適合性評価に用いた技術上の要件
チ	適合性評価に用いた試験成績書（特定輸出機器に係る試験の結果を記載した書面をいう。以下同じ。）を発行した者の氏名又は名称及び試験成績書の番号（試験成績書を発行した者が証明書を発行した者と異なるとき限りる。）
四	令第二条第八号（第六十八部等以外の業務に係る部分に限る。）に係る国外適合性評価事業の場合
イ	発行年月日
ハ	日本協定附属書第四節の表の上欄に掲げる連邦通信委員会に適合性評価の結果及びこれに関連する情報を電磁的方法により提供した年月日
二	申込者の氏名又は名称及び住所
二	FCC規則第二部九百二十五（a）（1）に定める識別番号
ハ	適合性評価に係る特定輸出機器の種別及び特徴

五十三条第二項の規定が読み替えて適用される場合における端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号。以下この条において「認定規則」という。）第十二条及び様式第七号の規定の適用については、認

(公示)  
**第十七条** 法第三条第四項、第七条第五項、第八条第二項、第十一条、第十三条第二項及び第三項及び第三十条の公示は、官報で告示することによつて行う。





株式第1(第2条、第5条関係)  
認定(実効)申請書  
年 月 日  
新規大区又は経済産業大臣 聞  
住名  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者(代表))  
特定期に係る適合性評価手続の結果の水準と相違未認の実施に関する法律(以下「法」という。)第6条各項の規定(以下「第6条各項の規定」)を受けたいので、下記のとおり申します。

記

- 1 法人にあっては、役員の氏名
  - 2 国内適合性評価手續の区分
  - 3 特定期に係る適合性評価手續の実施方法
  - 4 国内適合性評価手續の実施の方法
  - 5 国内適合性評価手續の範囲
- 参考 1 下記の文字は、削除すること。  
2 この欄の欄頭に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。  
3 不要料の欄に相当する収入均額をこの申請書の左上に添付せばよいよう付すること。  
4 なお、収入均額の収入が多いために申請書が左上にこじまうよう付すること。  
5 申請書の右側に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。
- 6 認定(実効)申請に係る適合性評価手續の結果の水準と相違未認の実施に関する法律(以下「法」という。)第6条各項の規定(以下「第6条各項の規定」)を受けたいので、下記のとおり申します。

株式第2(第7条関係)  
変更認定申請書  
年 月 日  
新規大区又は経済産業大臣 聞  
住名  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者(代表))  
特定期に係る適合性評価手續の結果の水準と相違未認の実施に関する法律第6条第4項の規定により、下記のとおり申します。

記

- 1 变更した事項
  - 2 变更した年月日
  - 3 变更の理由
- 参考 1 下記の文字は、削除すること。  
2 この欄の欄頭に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。  
3 不要料の欄に相当する収入均額をこの申請書の左上に添付せばよいよう付すること。  
4 なお、収入均額の収入が多いために申請書が左上にこじまうよう付すること。  
5 申請書の右側に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。  
6 申請書の右側に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。

株式第3(第7条関係)  
名称等変更届出書  
年 月 日  
新規大区又は経済産業大臣 聞  
住名  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者(代表))  
特定期に係る適合性評価手續の結果の水準と相違未認の実施に関する法律第6条第4項の規定により、下記のとおり申します。

記

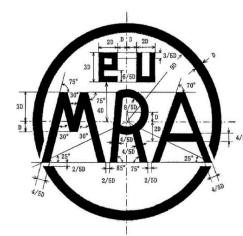
- 1 变更した年月
  - 2 变更した年月日
  - 3 变更の理由
- 参考 1 下記の文字は、削除すること。  
2 この欄の欄頭に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。  
3 12. 变更前及び変更後を対照して記載すること。

株式第4(第8条関係)  
事業休止(廃止)届出書  
年 月 日  
新規大区又は経済産業大臣 聞  
住名  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者(代表))  
特定期に係る適合性評価手續の結果の水準と相違未認の実施に関する法律第6条第4項の規定により、認定に係る令和の定期(一部)の休止(廃止)し下さいで、下記のとおり申します。

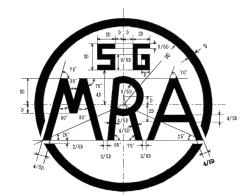
記

- 1 休止(廃止)しとうとする国外適合性評価手續の範囲
  - 2 休止(廃止)しとうとする年月日及び理由によとうとする場合はその期間
  - 3 休止(廃止)の理由
- 参考 1 下記の文字は、削除すること。  
2 この欄の欄頭に定める欄番号に定める欄番号に上に添付せばよいよう付すること。

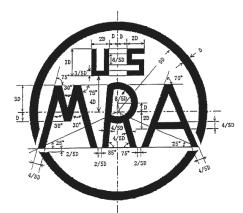
様式第5（第12条関係）



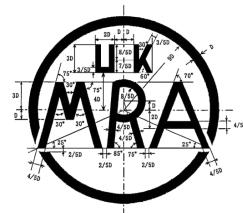
様式第6（第12条関係）



様式第7（第12条関係）



様式第8（第12条関係）



備考2 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるB3列番号とすること。  
2 写真は縦4.0センチメートル、横3.0センチメートルのものとすること。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるB4判番とすること。  
2 写真は縦4.0センチメートル、横3.0センチメートルのものとすること。